

令和 8 年度

十三湖農地防災事業

十三湖地区技術誌編纂（その 2）業務

現 場 説 明 書

東北農政局津軽土地改良建設事務所

1 契約の保証について

別紙－1「契約の保証について」のとおり。

2 作業歩掛について

本業務の作業歩掛は下表のとおり想定しているが、本歩掛は見積の参考に示すもので、協議の対象にするものではない。

なお、下表の歩掛については別紙－2に基づき、実績歩掛を監督職員へ報告するものとする。
(単位：人)

作業項目	職 種				
	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員
1. 準備作業					
1-1. 現地調査	1.0	2.0	2.0	—	—
1-2. 資料の検討	2.0	4.0	6.0	6.0	—
小 計	3.0	6.0	8.0	6.0	—
2. 原稿の作成	2.0	4.0	6.0	10.0	10.0
3. 点検取りまとめ	1.0	2.0	2.0	2.0	2.0
4. 技術誌印刷・製本	「6 印刷・製本費用等について」を参照				
5. 技術誌データメディア書き込み	「6 印刷・製本費用等について」を参照				
6. 技術誌発送	—	—	—	2.0	2.0

3 積算基地について

本業務における積算基地は「青森市」とする。

4 打合せについて

(1) 打合せに係る配置人員について

本業務の打合せ工種は「一般工種」で考えており、配置人員は次のとおりである。
(単位：人)

打合せ	主任技師	技師 A	技師 B
初 回	0.5	0.5	—
第 2 回	—	0.5	0.5
最 終 回	0.5	0.5	—

(2) 打合せに係る交通費について

初回及び最終回に係る打合せの交通費は、積算基地から津軽土地改良建設事務所十三湖農地防災事業建設所間でライトバンを想定しており、一般道路利用による通勤（日帰り）の往復2時間で費用を計上している。

5 業務報告書について

業務報告書のコピー枚数は500枚であり、部数は1部を考えている。

6 印刷・製本費用等について

印刷・製本等の費用については、別紙－3により算定している。

なお、印刷・製本等費用は、物価資料2026年3月の単価を適用し、一括計上価格としている。

7 発送・梱包費用等について

発送費・梱包費については、実績に基づき変更とする。

なお、発送先及び発送機関については、監督職員が別途指示するものとする。

8 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務（以下「発注工事等」という。）において、暴力団員等による不当要求又は工事（業務）妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1) により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことに行程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

9 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者（農林漁家を含む）の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅滞なく行われるよう配慮すること。

別紙－１

契約の保証について

- (１) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行弘前代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局北奥羽土地改良調査管理事務所歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 関口 次郎」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡を求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任官 東北農政局総務部会計課課長補佐（主計） 佐藤 淳一」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保管有価証券は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は、公共工事の前払金保証事業に関する法律

(昭和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社 (以下「金融機関等」と総称する。) とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に、記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後 6 ヶ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱については契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成后、契約担当官等から保証書 (変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。) の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽土地改良建設事

務所長 長野 誠司」と記載するように申し込むこと。

(エ) 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

(オ) 保険金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とする。

(カ) 保険期間は、工期を含むものとする。

(キ) 請負代金額を変更する取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。

(ク) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第 29 条の 10 の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等（契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。）の提出又は寄託に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置（以下「電磁的方法による提出」という。）を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス（電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。）上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号に関連付けられたパスワードをいう。）を契約担当官等に提供し、契約担当官等が、当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

技術誌印刷・製本・メディア書き込み 算定資料 「物価資料 2026 3(一般財団法人 建設物価調査会)」

作業種別			規格	単位	数量	備考
1.DTP制作						
DTP編集	①編集基本料	カラー(画像主体)	難易度C	版・頁	402	本文400頁、表紙2頁
	②貼込み料			点	1,200	写真1,000点、図版200点
	③面付け料			頁・1色	402	
出力料	①インクジェット出力(普通紙)	カラー(両面)	A4	枚	402	校正用(デザイン・文字のチェック)、割引率30%適用
2.刷版料	①CTP出力	A全版(A全版8面付)	A全	版	201	402頁÷8面×4色
3.印刷料	60部 4色		A全	台	200	402頁÷16面/台÷25台 25台×表裏2面×4色=200台
4.製本料	基本料金16頁 10台まで	無線とじ	A4	冊	60	
	本文16頁 11台以上	無線とじ	A4	台	15	10台まで基本料金:25台-10台
	表紙加工料	無線とじ	A4	冊	60	
	1部当たり単価					
	60部当たり費用					
5.用紙代	①用紙代本文用 OK トップコート同等品 A版86.5kg			連	2.0	
	(正味数量)	①本文 A4版 400頁 60部 A1(A全)版に換算(60部×25枚(402頁/16面))=1,500枚				
	(予備紙)	②予備紙(印刷ロス) 200枚(4色 200通し以下)×2回(両面)=400枚				
	(予備紙)	③予備紙(製本ロス) 40枚(製本仕上げ200通し以下)				
	(用紙総枚数)	①1,500枚+②400枚+③40枚=1,940枚 1,940枚÷1,000枚/連=1連と940枚÷2連				
	(総重量)	1連=86.5kg 86.5kg×2連=173.0kg 仙台③(イ)500kg程度の価格を適用。				
	①用紙代表紙用 サンガード+同等品			kg	71.4	
	(正味数量)	①表紙 A4版 2頁 60部 A1(A全)版に換算(60部×1台(表裏表紙4面/16面))=15枚				
	(予備紙)	②予備紙(印刷ロス) 200枚(4色 200通し以下)				
	(予備紙)	③予備紙(製本ロス) 40枚(製本仕上げ200通し以下)				
6.メディア書き込み	(用紙総枚数)	①15枚+②200枚+③40枚=255枚 255枚÷100枚/連=2.55連				
	(総重量)	1連=28kg 28kg×2.55連=71.4kg 仙台③の価格を適用。				
	CD-R 700MB相当	1枚目		枚	1	メディア代込み
	CD-R 700MB相当	2枚目以降		枚	59	メディア代込み
	CD-R ラベル画像書込料			枚	60	
7.諸経費	①諸経费率			%	15	
	1. DTP制作 2. 刷版料 3. 印刷料 4. 製本料 5. 用紙代 6. メディア書き込み					